

# 教育委員会定例会議事日程

令和5年2月3日（金）午前10時00分

1 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について  
個別支援学級就学奨励費における支給金額の定額化について

2 審議案件

教委第62号議案 第4期横浜市教育振興基本計画（原案）の策定について  
教委第63号議案 令和4年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について

3 報告案件

教委報第5号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

4 その他

## 教育委員会定例会 一般報告

### 1 市会関係

- 1/30 本会議（第1日）会期決定

### 2 市教委関係

#### (1) 主な会議等

- 1/25 令和4年度第2回指定都市教育委員会協議会
- 1/27 「『教育を科学』することで子どもの学びの質の向上を図る」研修会
- 1/27 令和4年度 横浜スポーツ表彰 表彰式
- 1/28 第21回トム・ソーヤースクール企画コンテスト表彰式
- 1/28 横浜市ESD推進コンソーシアム交流報告会
- 1/31 心の教育ふれあいコンサート

#### (2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 個別支援学級就学奨励費における支給金額の定額化について

### 3 その他

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

### 1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

冬季休業明けの令和5年1月以降、感染者の報告数は減少気味となっています。

市立学校では、引き続き、衛生管理マニュアル及び通知等に基づき、感染予防のための取組を徹底しています。

令和5年1月30日（月）から2月1日（水）の感染者数は、児童生徒が552人、教職員が23人、新規学級閉鎖数は5学級となっています。

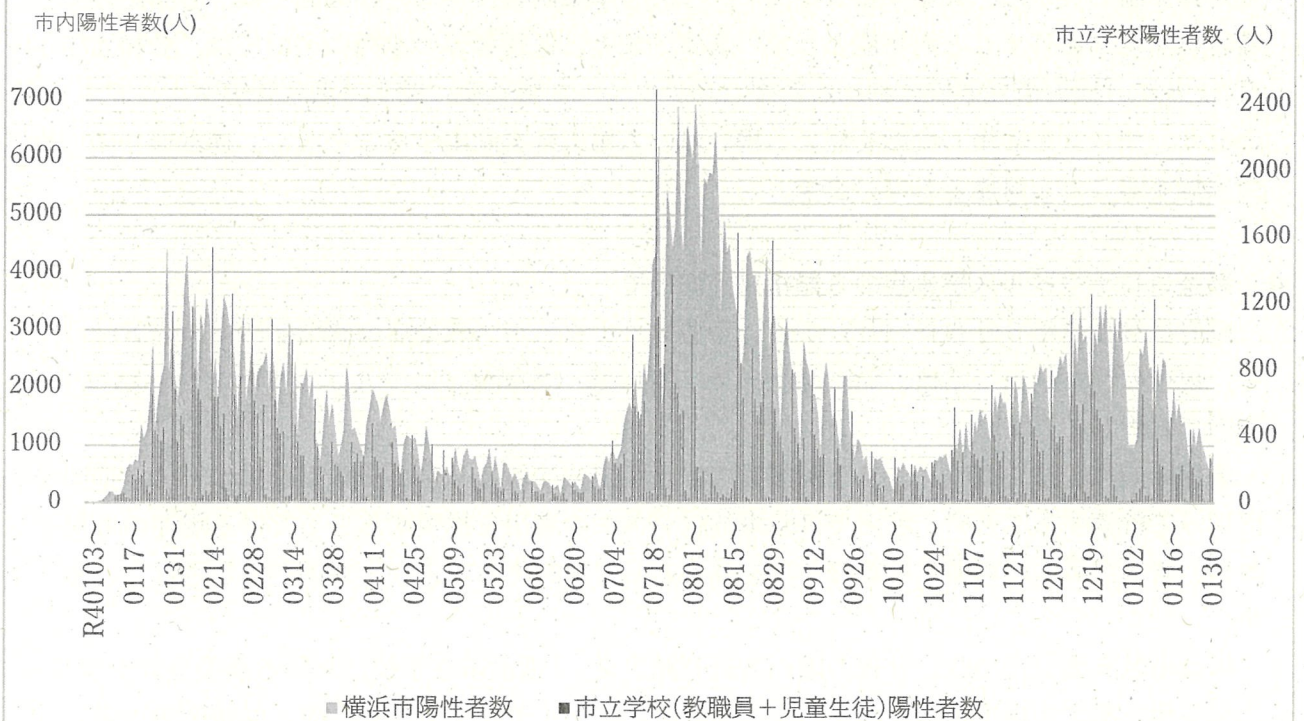
学校関係者の感染者数（1月2日～2月1日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	児童生徒感染者数	教職員感染者数	新規学級閉鎖数
1月2日～1月8日	770	164	0
1月9日～1月15日	2,014	126	1
1月16日～1月22日	1,326	114	19
1月23日～1月29日	1,031	66	21
1月30日～2月1日	552	23	5

※ 児童生徒は報告日、教職員は判明日で集計しています。

※ 1月2日からの週は冬季休業期間中のため、感染者の報告数が少なくなっています。

横浜市内の陽性者数と市立学校陽性者数  
 （令和4年1月1日以降）



## 2 CO<sub>2</sub>モニターの稼働状況

令和5年1月10日（火）から全市立学校全クラスにCO<sub>2</sub>モニターを設置しています。そのうち各校4台のインターネットに接続するモニターは、専門の業者に委託し、モニタリングを行っています。これまでのモニタリングの結果、窓を頻繁に開けにくい寒い日や、窓を開けていてもカーテンを閉め切っている状況で教室内の二酸化炭素濃度が高くなることがわかりました。併せて、換気口（ガラリ）の清掃やカーテンの裾をクリップ等で止めて空気の通り道を作ることで換気が促進されるとのアドバイスもあり、今後学校と共有していきます。

なお、学校では、CO<sub>2</sub>モニターを換気対策だけでなく、保健体育や理科等の授業で、教材として活用し始めています。

### <CO<sub>2</sub>モニターを使った授業の様子>



CO<sub>2</sub>モニター

### <換気促進アドバイスの一例>



カーテンの裾をクリップ止めし、空気の通り道を作る

## 3 卒業式・入学式に向けて

市立学校の令和4年度卒業式は、児童生徒数や学校施設等の実情に合わせて、基本的な感染症対策を講じながら、実施する予定です。なお、卒業証書授与などの場面では、会話を控える場合はマスクを外すことも可能としています。また、保護者等の参列については、令和4年11月11日に「横浜市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改訂し、マスクを着用し会話を控える場合は、入場人数を制限することなく、通常通りの人数で実施することを可能としています。

## 4 新型コロナウイルス感染症の5類指定に向けて

政府は令和5年5月8日（月）から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを、現在の2類相当（結核、SARSなど）から、5類（季節性インフルエンザなど）へ移行する方向で検討しています。

5類に向けては、入院、外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続することや、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱を改め、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討することなどが国から示されています。

横浜市教育委員会では、今後の国の方針を踏まえ、「横浜市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改訂していく予定です。その際、学級閉鎖の考え方の整理や、環境消毒の実施方法、マスク着用が効果的な場面の周知など感染症対策について検討していきます。

## 個別支援学級就学奨励費における支給金額の定額化について

### 1 趣旨

令和5年度から個別支援学級就学奨励費（以下、奨励費）における支給金額の算定方法について、令和4年度までの実費の1/2支給から、国庫補助限度額の定額支給に変更します。

対象費目：入学準備費及び学用品費・通学用品費（以下、学用品費等）

支給単価：特別支援教育就学奨励費補助金の国庫補助限度額と同額

<参考>令和4年度奨励費における学用品費等の支給金額

	入学準備費	学用品費・通学用品費
小学校	保護者実費の1/2 (25,555円限度)	保護者実費の1/2 (5,820円限度)
中学校	保護者実費の1/2 (28,990円限度)	保護者実費の1/2 (11,370円限度)

※保護者実費…保護者提出のレシート等及び学校徴収金の中で購入した学用品等の金額

### 2 経緯

#### (1) 現在の算定方法

奨励費は支給額に対し国から補助金が交付されるため、国が示した方法による支給額の算定が必要であり、学用品費等の算定にあたっては、保護者からレシート等の提出を求めています。

#### (2) 現在の懸念事項

- ① 学用品費等の実費確認用レシート等の保管にかかる保護者負担
- ② レシート等の内容精査にかかる学校事務や担任教諭の事務負担
- ③ 学校算定金額の市教育委員会事務局における精査と、個人ごとに異なる支給額のシステム処理負担
- ④ ①の負担感により、保護者からレシート等が提出されず、支援が行き届かないこと

#### (3) 定額支給実施可の通知

令和4年5月の文部科学省通知：

「学用品費等については定額支給を実施した場合であっても、補助対象とする」

⇒「ただし、レシート等により実費確認を行っていた場合の支給額を大きく上回るべきではない」

#### (4) 適正な支給額の調査

令和3年度の保護者実費を集計し、定額支給する場合の適切な支給額について分析を行いました。

### 3 令和3年度奨励費における学用品費等の分析

#### (1) 保護者実費の平均額と限度額の比較

令和3年度奨励費における学用品費等の実費の金額を集計し、その平均額の1/2を国庫補助限度額と比較しました。その結果、全ての費目で国庫補助限度額を上回る結果となりました。

校種	費目名	保護者実費 (算定人数)	保護者実費 平均額	保護者実費 平均の1/2	令和3年度 国庫補助限度額	比較結果
小学校	入学準備費	33,598,730円 (550人)	61,089円	30,545円	25,555円	+4,990円 限度額以上
	学用品費・ 通学用品費	39,934,840円 (2,890人)	13,818円	6,909円	5,820円	+1,089円 限度額以上
中学校	入学準備費	19,947,393円 (282人)	70,735円	35,368円	28,990円	+6,378円 限度額以上
	学用品費・ 通学用品費	12,979,721円 (513人)	25,302円	12,651円	11,370円	+1,281円 限度額以上

(2) 令和5年度文部科学省予算案との比較

文部科学省の令和5年度予算案において、中学校入学準備費の国庫補助限度額が引き上げられることが示されました。そのため、令和5年度時点を想定し、保護者実費と国庫補助限度額を比較しました。

比較する際に物価変動の影響<sup>\*</sup>も考慮しましたが、全ての費目で国庫補助限度額を上回る結果となりました。

※ 2020年から2022年にかけての消費者物価指数の上昇率4%を加味

校種	費目名	R3 保護者実費 平均額	物価上昇率 (+4%)	物価上昇率を 加味した平均額 の1/2	令和5年度 文部科学省予算案 (国庫補助限度額)	比較結果
小学校	入学準備費	61,089円	63,533円	31,767円	25,555円	+6,212円 限度額以上
	学用品費・ 通学用品費	13,818円	14,371円	7,186円	5,820円	+1,366円 限度額以上
中学校	入学準備費	70,735円	73,564円	36,782円	30,490円	+6,292円 限度額以上
	学用品費・ 通学用品費	25,302円	26,314円	13,157円	11,370円	+1,787円 限度額以上

4 令和5年度以降の支給金額

分析の結果のとおり、保護者実費の1/2が国庫補助限度額を超えているため、支給に関する適正な金額は、国庫補助限度額に応じて算定されることが妥当と考えられます。

したがって、学用品費等については、令和5年度から実費算定ではなく、一律の金額で定額支給します。また、支給単価については、国庫補助限度額に基づき設定します。

5 今後のスケジュール

令和5年1月～2月 学校への説明、学校から保護者への事前周知  
 令和5年6月～ 令和5年度奨励費のお知らせ配布